

平成30年度 第1回市川市空家等対策協議会 会議録

日時：平成31年1月22日（火）午後3時～午後3時50分

場所：市川市役所仮本庁舎 第1委員会室

○事務局

それでは、定刻になりましたので「平成30年度 第1回市川市空家等対策協議会」を進めてまいります。

本日はお忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

建築指導課の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

本日の資料につきましては、会議次第、資料1、資料2、資料3の4点がございます。お手元がない方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、村越市長から挨拶させていただきます。よろしくお願いいたします。

○市長

委員の皆様、本日はお忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

平成30年度第1回目の空家等対策協議会です。よろしくお願いいたします。

本市をはじめ、全国的にも空家が問題になっております。また、市民の皆様からも多数の声が寄せられております。

本日の議題にもなっております、市川市空家等対策実施計画の策定等に関し、委員の皆様にご協力をいただき、市民の皆様にも安心していただけるよう、対策を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、事務局から報告させていただきます。

昨年4月に、委員の皆様には電子メールにてお伝えいたしましたが、昨年4月の組織改正に伴い、事務局担当課が住環境整備課から建築指導課に変更となりましたので、あ

らためてご報告いたします。

本協議会は、市川市空家等対策協議会設置要綱第4条及び第6条の規定により、市長が会長及び議長になることとされております。

それでは、これより議長にて会議の進行をさせていただきます。市長よろしくお願いたします。

○議長

それでは、ただいまより「平成30年度 第1回市川市空家等対策協議会」を開催いたします。

はじめに、会議の公開・非公開について決定したいと思います。

会議につきましては、「市川市における審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開を原則とする旨定められており、本日の議題につきましては非公開情報が含まれておりませんので、会議は公開といたします。

ご異議はございませんでしょうか。

【異議なし】

それでは、傍聴を希望する方がいらっしゃったら入室していただくようお願いいたします。

【傍聴人の確認、傍聴希望者なし】

なお、会議録についてですが、事務局が作成し、出席委員に内容を確認していただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

それでは、議題1「空家等対策実施計画の策定について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは説明いたします。

スクリーンを使用しながら説明いたしますが、お手元の資料2はスクリーンの内容を印刷したものでございますので、そちらもあわせてご覧ください

まずは、本実施計画を策定する目的ですが、昨年度、平成29年12月に策定いたしました「市川市空家等対策計画」に定めている施策を効率的かつ段階的に実施していくため、実施計画を策定することといたしました。

本実施計画では、市が今後取り組む各事業の内容やその実施スケジュールを具体的に示しております。また、市は、本実施計画に基づき、空家等対策に関する各事業の進捗管理を行ってまいります。

続きまして、本実施計画の位置付けですが、本実施計画は、「市川市空家等対策計画」を上位計画としております。そのため、本実施計画につきましても、対策計画と同様に、本協議会での協議を踏まえ、策定することといたしました。

次に、計画の期間ですが、本実施計画の上位計画である「市川市空家等対策計画」は平成29年度から平成38年度までの10年間を計画期間としております。

本実施計画につきましては、国の政策動向や社会情勢の変化による事業の見直しが想定されるため、まずは、平成30年度から平成33年度までの4年間を計画期間とし、第1次実施計画といたします。なお、平成33年度においては、第1次実施計画の見直し等を行った後、平成34年度から平成38年度を計画期間とする第2次実施計画を策定する予定でございます。

次に、本実施計画にて定める空家等対策に関する施策の基となります、空家等対策における取組みを説明いたします。

「市川市空家等対策計画」では、空家等対策として、空家問題における3つの段階に対する各取組みを定めました。

1つ目の「空家化の予防」とは、現在、居住されている物件が、空家になることを未然に防ぐ取組みであり、内容としましては、居住者・所有者への予防に関する啓発や、相談体制の整備が挙げられます。

2つ目の「空家等の適切な管理・活用促進」とは、空家になってしまった物件について、放置されて管理不全な状態にならないよう、所有者による適切な管理を促し、また、耐震性を有するなど、まだ活用することが可能な物件につきましては活用を促進する取組みでございます。内容としましては、所有者への管理に関する啓発や、活用を促進させる事業の実施などが挙げられます。

3つ目の「管理不全な状態の解消」とは、管理不全な状態になってしまった空家について、管理不全な状態を解消する取組みであり、内容としましては、所有者自らによる是正措置の促進や、所有者が亡くなっており、かつ、相続人が存在しないなど、所有者による管理が困難な場合の対策などが挙げられます。

そして、事業の体系ですが、空家等対策計画で定めた各取組みと、関連する実施施策についてまとめますと、資料2の6ページに記載しております表のようになります。今回策定する「実施計画」では、表の右側部分、色塗りしている部分について、各施策の内容や実施スケジュールなどを定めます。

各施策の内容等につきましては、お手元の資料1「第一次市川市空家等対策実施計画（案）」を使って説明いたしますので、そちらをご覧ください。ここからはページ下に記載しておりますページ番号に沿って説明いたします。

まず、1ページから3ページにつきましては、先ほどスクリーンにて説明した内容でございます。

次の4ページから11ページまでは、1つ目の取組みである「空家化の予防」における実施施策の内容です。4ページの施策一覧をご覧ください。

「空家化の予防」につきましては、さらに取組みを(1)予防に関する啓発・情報提供、(2)良質な住宅・住環境の整備、(3)相談体制の整備の3つに分類しております。

(1)予防に関する啓発・情報提供につきましては、①自治会回覧による啓発、②マイホーム借上げ制度の周知、③高齢者世帯向けの関連団体との連携による啓発、④転居世帯向けの関連団体との連携による啓発、という4つの施策を定めました。

(2)良質な住宅・住環境の整備につきましては、①耐震診断・耐震改修助成事業、②あんしん住宅推進事業、③住宅改修助成事業、④地域包括ケアシステムの推進、という4つの施策を定めました。

(3)相談体制の整備につきましては、①市民相談の実施、②住宅リフォーム相談窓口の開設、③耐震相談会の実施、④関連団体との連携による相談体制の拡充、⑤相談窓口等に係る情報提供、という5つの施策を定めました。

これらの施策は、既に実施しているものと今後検討を行っていくものがございます。

今後検討するものとしましては、関連団体との連携による啓発事業や相談体制の拡充があり、来年度まで施策検討を行った後、実施していく予定でありますので、ご意見をいただきたいと考えております。

次の12ページから24ページまでは、2つ目の取組みである「空家等の適切な管理・活用促進」における実施施策の内容です。12ページの施策一覧をご覧ください。

「空家等の適切な管理・活用促進」につきましては、さらに取組みを(1)管理に関する啓発・情報提供、(2)所有者による管理が困難な場合の対策、(3)活用（流通）促進、(4)解体促進、(5)相談体制の整備の5つに分類しております。

(1)管理に関する啓発・情報提供につきましては、①自治会回覧による啓発、②納税通知書を活用した啓発、③死亡届出時における啓発、④相続人・転居世帯向けの関連団体との連携による啓発、⑤維持管理（見守り）体制の構築、という5つの施策を定めました。

(2)所有者による管理が困難な場合の対策につきましては、①相続財産管理人制度の活用、②不在者財産管理人制度の活用、③成年後見人制度の活用、という3つの施策を定めました。

(3)活用（流通）促進につきましては、①マイホーム借上げ制度の周知、②あんしん住宅推進事業、③建物状況調査（インスペクション）の啓発・支援、④空家活用リフォーム推進事業、⑤住宅確保要配慮者専用住宅化リフォーム助成制度、という5つの施策を定めました。

(4)解体促進につきましては、①譲渡所得の特別控除制度の周知等、②住宅等不燃化・耐震化推進事業、③空家解体後の固定資産税の減免措置、④隣接空家等取得・解体助成事業、という4つの施策を定めました。

(5)相談体制の整備につきましては、①市民相談の実施、②住宅リフォーム相談窓口の開設、③耐震相談会の実施、④関連団体との連携による相談体制の拡充、⑤相談窓口等に係る情報提供、という5つの施策を定めました。

なお、これらの施策につきましては、一部が「空家化の予防」に関するものと重複しているものもございます。また、今後検討していく施策としましては、活用や解体促進のための助成制度の実施などがございます。

次の25ページから30ページまでは、3つ目の取組みである「管理不全な状態の解消」における実施施策の内容です。25ページの施策一覧をご覧ください。

「管理不全な状態の解消」につきましては、さらに取組みを(1)所有者等による是正措置の促進、(2)所有者等による対応が困難な場合の対応、(3)解体促進、(4)関係団体との連携強化の4つに分類しております。

(1)所有者等による是正措置の促進につきましては、①空家法に基づく指導等の実施、②安全代行措置の活用、という2つの施策を定めました。

(2)所有者等による対応が困難な場合の対策につきましては、①略式代執行の実施、②相続財産管理人制度の活用、③不在者財産管理人制度の活用、という3つの施策を定めました。

(3)解体促進につきましては、①譲渡所得の特別控除制度の周知等、②特定空家除却・跡地活用事業、③住宅等不燃化・耐震化推進事業、④空家解体後の固定資産税の減免措置、⑤隣接空家等取得・助成補助事業、という5つの施策を定めています。

「(4)関係団体との連携強化」につきましては、相続人調査や財産管理人制度の活用などにおける関係団体との連携強化を進めることとしております。

今後検討・実施していく施策としましては、相続人を含めた所有者が存在しない特定空家等に対する略式代執行の実施などがあります。

説明は以上でございます。

○議長

説明ありがとうございました。

本実施計画では、空家化の予防、空家等の適切な管理・活用促進、管理不全な状態の解消の3つの取組みについて、様々な具体的施策を定め、進めてまいります。

委員の皆様から、ご意見やアドバイスがございましたら、よろしく願いいたします。

○中易委員

千葉県弁護士会の中易でございます。

空家化の予防及び空家等の適切な管理・活用促進に関する啓発、相談体制の拡充につきましては、千葉県弁護士会が行っている法律相談を活用していただくという方法もあるかと思えます。また、市民からの相談件数が多いということであれば、自治体と協議会とで協定を結び、新たな啓発事業を検討していくといったことも考えられるかと思えます。

具体的には、コルトンプラザの広場を借りて相談窓口を設けたり、「いちかわ市民まつり」で相談ブースを出してイベントを行うなどの方法が考えられます。

個別に相談窓口を設けることのメリットとしては、テーマを空家問題に限定しやすくなることがあります。また、デメリットとしては、費用や人員を主催する当事者たちで賄わないといけないことがあります。

また、市民まつりに参加することのメリットとしては、既存のイベントを利用することにより、費用を抑えられることがあります。また、デメリットとしては、大きなイベントのため、空家問題を主要なテーマにすることは難しいことがあります。

実際には、これらの点を踏まえ、どういった方法を選択するか検討していくことになるかと思えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

弁護士会とも引き続き協力させていただき、市民からの相談に広く対応できるようにしていきたいと思えます。

他にご意見はございますか。

○鈴木委員

建築士事務所協会の鈴木でございます。

資料1の10ページと23ページにある「耐震相談会の実施」に関して、少し気になる点があります。空家となりますと、昭和56年より後に建てられた建物もあるかと思いますが、現在、耐震改修工事等に関する助成金は、対象を昭和56年以前に建てられたものに限定しています。この助成金について、今後どうしていくのでしょうか。

○議長

ありがとうございます。

この点につきましては、後日あらためて事務局から回答させていただきます。

他にご意見はございますか。

○保坂委員

全日本不動産協会の保坂でございます。

市民向けの相談窓口としましては、全日本不動産協会におきましても、年に何度か街頭での相談会を実施しております。

今年度は、市川市にも後援していただいて、道路占用などの各種許可を得て、JR市川駅北口の駅前広場にて開催しました。当日は天気も良く、午後12時から16時までの4時間で、14組の相談者が来られました。相談の対象とするのは空家対策に限りませんが、空家に関する相談も3件ありました。

空家に関する相談内容としましては、市川市内にある物件ではなく、市川市民が所有している地方にある物件に関するものもありました。通常、土地を売却すれば、そこから建物の解体費用を捻出できることが多いのですが、地方にある空家では、売値を解体費用より安くしても買い手がつかず困っているという話でした。ただ、市川市内であれば、そうした問題はそれほど多くないと思います。

関連団体が啓発事業や相談窓口をより効果的に行う方法としては、市川市に後援してもらったうえで、市のホームページ等で発信してもらうことがいいかと思います。

ただし、注意が必要な点があります。こうした活動は、相談者の方からいかに信用してもらえるかが重要ですが、事業者からすれば、最終的には営利目的で行うところもありますので、どのようにして悪用されないようにするかを考えないといけません。以上です。

○議長

ありがとうございました。

他にご意見はございますか。

○平松委員

土地家屋調査士会の平松でございます。

まず、質問ですが、本協議会の前回開催日以降に、市川市では行政代執行を行ったのでしょうか。

○事務局

行っておりません。

○平松委員

ありがとうございます。行政代執行がないに越した事はありませんが、行政代執行により、測量等が必要になった際は、ご協力できるかと思えます。

もう1点、資料1の22ページと30ページにある「隣接空家等取得・解体事業」についてです。これは、未接道地にある空家に関連する新しい施策であると思えます。こうした先進的な取組みを進めて頂ければと思えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、事務局より、本日欠席されている委員から、事前にご意見をいただいているという報告がありますので、紹介してください。

○事務局

本日欠席されております宇於崎委員より、3点ご意見をいただいておりますので、紹介いたします。

1つ目は、「事業の達成度の確認及び報告を、できれば毎年、少なくとも4年目終了時において実施すべきである。また、その旨を本実施計画に明記すべきである。」

2つ目は、「本実施計画に記載のある関連団体について、一覧を掲載すべきである。」

3つ目は、これはご質問であります、「対策計画や本実施計画において、特定空家等の判定に関する基準や組織が示されていないが、事業を行うことは可能なのか。」

以上、宇於崎委員からのご意見につきましても、実施計画策定の参考とさせていただきます。

○議長

ありがとうございました。

それでは、次の議題に進みたいと思います。

議題2「個別案件における空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく処分行為の実施に際して、市川市空家等対策協議会の意見を伺うことについて」、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、説明いたします。

議題にあります、空家法に基づく処分行為とは、命令及び行政代執行をいいます。これらの行為は、空家法に基づき市が取り得る最終的な対応となります。

まずは、これらの行為の前段となる空家法に基づく対応について説明いたします。

スクリーンを使用しながら説明いたしますが、お手元の資料3はスクリーンの内容を印刷したものですので、そちらもあわせてご覧ください。

まず、市民から情報提供を受けた場合、物件の実態調査を行います。物件の実態調査では、主に現場調査と所有者調査を行います。

現場調査は、職員が外観目視により行い、空家等であるかどうかや特定空家等に該当する状態に該当するかどうかなどを確認いたします。

所有者調査では、はじめに登記簿上の所有者を調べた後、当人の住民票の調査を行い、所有者の住所地等を確認いたします。また、住民票により、所有者がすでに亡くなっていることを確認した場合は、当該所有者に関する推定相続人全員を調査してまいります。

所有者特定が終わりますと、次は、所有者全員に対して文書を送付いたします。この文書では、所有者に空家等の状態を伝え、自主的な是正対応を促すとともに、所有者に反響連絡を求め、物件の使用状況や売却などに関する今後の意向を確認することとしております。また、相続が発生している場合は、相続の状況などを確認し、遺産分割協議が行われていない場合は対応を促します。

続きまして、すでに所有者からのヒアリングが済んでおり、空家等であることがわかっている場合は、法12条に基づく助言として、文書にて、空家等の適切な管理や、遺産分割協議の手続きを進めるよう促します。

次に、空家等が特定空家等に該当する場合の対応です。

特定空家等とは、次の4点のいずれかに該当する空家等をいいます。そのまま放置すれば保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、以上です。

また、特定空家等に該当する各状態について、いくつか例を挙げますと、保安上危険な状態とは、「建築物が傾斜しており、倒壊するおそれがある状態」や「屋根ふき材が脱落しており、周囲に飛散するおそれがある状態」、「塀が傾斜しており、倒壊するおそれがある状態」などがございます。

衛生上有害となるおそれのある状態とは、「ゴミの放置により、臭気が発生していたり、ネズミやハエが発生している状態」などがございます。

景観を損なっている状態とは、「立木等が建物の全面を覆う程度まで繁茂している状態」などがございます。

その他放置することが不適切である状態とは、「立木の枝葉等が近隣の道路にはみ出し、通行上の妨げになっている状態」や「門扉が施錠されていないなど、不特定者が敷地内に容易に侵入できる状態」などがございます。

所有者が適切な管理を行わないことにより、空家等がこうした特定空家等に該当する場合は、所有者に対して必要な措置を行うよう、相当の猶予期限を定めて、法14条1項に基づく助言・指導を行います。

指導等を行った後、期限内に必要な措置が行われなかった場合は、所有者に対して必要な措置を行うよう、相当の猶予期限を定めて、法14条2項に基づく勧告を行います。なお、勧告を受けると、固定資産税に係る土地に関する住宅用地の特例が解除され、当該土地に関する固定資産税額は最大で6倍となります。

勧告を受けてもなお、正当な事由がなく、所有者により勧告した措置がとられない場合は、所有者に対して勧告に係る措置を行うよう、相当の猶予期限を定めて、法14条3項に基づく命令を行うことができます。

また、命令を行っても所有者により必要な措置がとられない場合、法14条10項に基づく行政代執行として、市が所有者に代わり必要な措置を行うことができます。

今回、議題といたしました処分行為とは、この命令と行政代執行が該当いたします。法に基づく対応の流れの説明は以上です。

続きまして、空家法に基づく処分行為を行うにあたり、事前に本協議会の意見を求める目的・理由について説明いたします。

本来、空家法に基づく命令や行政代執行は、市が独断で行うことで可能です。

しかし、これらの処分行為は、私有財産に対する措置・所有者への不利益処分となる行為であるため、公平性の観点から、命令を行うべきかどうかの基準を設けるとともに、第三者の意見を参考にした上で判断すべきであると考えております。

そのため、第三者の意見に関しましては、空家問題に関する各専門分野の有識者から成る本協議会委員に意見を求めたいと考えております。また、内容としましては、処分行為を行うことが妥当であるかどうかや、過度な対応となっていないか、処分行為を行う前に、他に市が行うべき対応はないかなどについて、ご意見・ご助言をいただければと考えております。

なお、今後、実際に命令等を行うことが想定される案件としましては、所有者がすでに亡くなっており、また登記簿上の所有権移転登記がなされないまま2次・3次と相続が発生していることから、権利者が非常に多くなってしまったものがあります。こうした案件は、代表して管理している方がおらず、建物の劣化が進んでいるものがほとんどです。

市川市内におきましても、このような案件が複数あり、建物の損傷がひどく、周囲に悪影響を及ぼすおそれが高いものにつきましては、今後、行政代執行により対応することも想定しております。

また、命令の基準につきましても、現在検討を進めており、今後作成する予定であります。

説明は以上でございます。

○議長

説明ありがとうございました。

ただいま説明がありましたとおり、所有者により適切に管理がなされない空家等について、然るべき措置が必要なときは、市が、空家法に基づく命令や行政代執行を行うこととなります。

これらの処分行為を行うにあたっては、本協議会に諮ることで公平性を担保したいとのことですが、この点につきまして、ご意見はございますか。

○菊田委員

事務局から説明いたしました内容について、補足させていただきます。

処分行為を行うにあたっては、それに関する基準を設けることで十分対応が可能ではないかとの考え方もあるかと思えます。しかし、空家問題に関しては、本当にケースバイケースでの対応が必要であるため、本協議会に意見を求めたいと考えております。

例えば、通学路沿いに倒壊しそうな空家があつて、所有者が全く対応しないといった場合には、特に疑問もなく、処分行為の対象としていいかと思えます。

しかし、先ほどの事務局からの説明にもあったように、遠方に居住している相続人が多数いる空家であって、現状、建物の危険度はそれほど高くはないけれども、今後、相続人により管理がされないことが容易に想定されるような場合では、被害を未然に防ぐという観点から、早期に処分行為を行うことも必要かと思えます。

こういった理由から、一律の基準だけで判断することが困難であるため、本協議会委員の皆様からご意見をいただきたいという趣旨でございます。以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

菊田委員からのご意見も受けまして、他の委員の皆様からもご意見はございますか。

○滝沢委員

自治会連合会の滝沢でございます。

自治会の活動の中で、あまり専門的なことまではわかりませんが、地域でどこが空家になったとか、そういった情報は把握することはできますので、その点については協力することは可能かと思えます。

私が把握している具体的な事例に関して、2点質問があります。塀が傾き、外壁がツタで覆われていて、明らかに居住者がいない空家があります。近所の方が、この物件の所有者と連絡が取れるため、是正措置をとってもらおうよう話をしたのですが、所有者の方のお話では、荷物を置く倉庫として使用しているということでした。このような場合、空家法の対象となるのでしょうか。

二つ目の質問は、空家ではないかもしれない物件で、敷地内の立木が著しく繁茂して道路や隣地へ影響があるような場合は、空家法の対象となるのでしょうか。

以上です。

○議長

ありがとうございます。

個別具体のお話を伺わないと回答できないところもあるかもしれませんが、事務局から可能な範囲でお答えできればと思います。

○事務局

お答えいたします。

一つ目の倉庫として使用されているという物件につきましては、一年を通じて所有者の出入りがない、物の出し入れがないような場合は、空家法上の空家等とみなします。

また、二つ目の立木の問題につきましても、倉庫の場合と同じように、一年を通じて使用実態がない場合は、空家法の対象となります。以上でございます。

○中易委員

個別事案の対応については、案件ごとに、使用実態や問題箇所とその程度などについて十分な調査を行うことが重要かと思えます。例えば、立木が繁茂しているということが問題である場合においては、道路側への越境なのか、隣地への越境なのか、どの程度越境しているのか、どのような悪影響が生じているのかなど、実態を積み重ねていった上で、対応を検討しなくてははいけません。

今回、処分行為の公平性を担保する目的で、専門家から成る本協議会に諮るということは必要かと思えます。ただし、その上で、一つ気になる点があります。

先ほど申し上げた、個別案件の調査に関してですが、十分な調査を行うため、調査の内容・分野に応じて、協議会から関係する専門分野の委員を推薦してもらい、補助者として市と協力して調査を行うことも考えられるのではないかと思います。その上で、協議会に諮ることができれば、協議会での協議もスムーズにいくのではないかと思います。以上です。

○議長

貴重なご意見ありがとうございました。

他にご意見はございますか。

○保坂委員

近隣に悪影響を及ぼしている物件については、早期に対応することが重要かと思えます。空家問題といっても、塀が倒れそうということであれば、建築基準法での対応も可能でしょうし、放火などの防犯に関することであれば、警察に協力を依頼するなど、早期解決に繋がる方法がいろいろあるかと思えます。

また、私有財産に対する措置ということですので、慎重に対応すべきなのはもちろんですが、何かあってからでは遅いので、被害を未然に防げるよう危険性とのバランスをとった上で対応していただければと思います。

○議長

ありがとうございました。

他にご意見はございますか。

ないようですので、議題2については以上といたします。

最後に、事務局から今後の予定など連絡事項がありますか。

○事務局

長時間にわたりありがとうございました。

空家等対策実施計画につきましては、本日いただきましたご意見等を参考に修正等を行いまして、平成30年度内に策定する予定であります。こちらは完成次第、委員の皆様にもご連絡いたします。

また、処分行為に関しましては、早ければ平成31年度中に命令を行う可能性がある案件もございます。そのため、個別案件につき、説明等させていただきたいと考えております。

つきましては、現時点では、平成31年度は本協議会を2回開催することを予定しております。日程等が決まり次第ご連絡させていただきますので、ご出席、よろしく願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次回の開催におきまして、もしかしたら、早速、個別案件に関するご相談をさせていただくことになるかもしれませんので、委員の皆様には引き続きご協力をお願いいたします。

本日は、ご多忙の折、お時間いただきまして、大変ありがとうございました。

以上で、平成30年度第1回市川市空家等対策協議会を閉会させていただきます。

午後3時50分閉会